

第37回岐阜地方裁判所委員会、第36回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年5月31日（火）午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

岐阜地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 地裁委員会委員

朝田憲祐、五十川誠、岩井健、岡本敏美、斎藤孝、始関正光、清水博之、志水美和子、出口博章、林健一郎、福井康博、森裕之（五十音順、敬称略）

(2) 家裁委員会委員

始関正光、島田和行、鈴木亨、鈴木秀幸、鷺見進、丹羽誠、堀裕行、松山昌代、山田哲也、横地洋一（五十音順、敬称略）

4 議事

(1) 新委員の紹介

（地裁委員）斎藤孝、林健一郎、清水博之、始関正光

（家裁委員）丹羽誠、曾根孝仁（欠席）、横地洋一、鷺見進、鈴木秀幸、松山昌代、島田和行、始関正光

(2) 委員長の選出

(3) 委員長挨拶

(4) 前回の岐阜地方裁判所委員会及び岐阜家庭裁判所委員会の振り返り

地裁事務局総務課長及び家裁事務局総務課長が前回の各委員会を踏まえた岐阜地方・家庭裁判所における取組状況について説明した。説明要旨は、別紙第1のとおり

(5) 岐阜地方・家庭裁判所における調停に関する広報活動の現状及び調停制度100周年広報企画の説明並びに調停制度の概要等の説明

地裁事務局総務課庶務係長が岐阜地方・家庭裁判所における調停に関する広報活動の現状及び調停制度100周年広報の企画を説明した。その後、家裁訟廷管理官が調停制度の概要と調停手続の流れを説明した。

(6) 岐阜地方・家庭裁判所における調停制度100周年広報企画についての意見交換

意見交換の要旨は、別紙第2のとおり。

5 次回期日

(地裁委員会) 令和5年1月24日(火)午後1時30分

(家裁委員会) 令和5年2月14日(火)午後1時30分

6 次回の意見交換の主なテーマについて

未定(地裁委員会、家裁委員会)

(別紙第1)

前回の振り返りの要旨

(地裁事務局総務課長)

前回の岐阜地裁委員会では、「裁判員裁判について～国民が参加しやすい裁判員裁判を目指して～」をテーマに意見交換を行ったところ、委員の皆様からは、法教育や広報活動を充実すべきことなどについて意見をいただいた。

これを踏まえ、前回委員会以降、オンラインによる法曹三者職業インタビューを実施したほか、中学校への出前講座を実施し、裁判員制度について説明する機会を持つなどし、法教育も兼ねた広報活動を展開した。

本年度も裁判員等経験者の意見交換の実施に向けて準備を進めているところであるが、特に、裁判員裁判に関しては、改正少年法の成立に合わせて18歳以上が候補者名簿に登載されることとなり、早ければ令和5年以降、高校生が裁判員に選任される可能性があるため、この点を含めて広報活動を充実させていく必要があると考えている。

また、運用面においても、候補者を含めた裁判員等の負担軽減の点について改善や工夫を図りながら、国民が参加しやすい裁判員裁判を目指していきたいと考えている。

(家裁事務局総務課長)

前回の岐阜家裁委員会では、「岐阜家庭裁判所における親ガイダンスの取組」をテーマに意見交換を行ったところ、委員の皆様からは、①ガイダンス動画の確実な視聴のためには案内時の工夫が必要である、②親ガイダンスの動画は分かりやすいが広く一般に向けた内容であるため、調停を利用するような葛藤が著しい事案やDV事案などを抱えた当事者は、視聴しても心に響かなかつたり、逆に精神的に厳しいと感じたりすることもあるのではないかと、③色々なケースを想定した個別的な動画を用意できるといいのではないかと、④調停の中で調停委員が質問を

していくことで動画の内容を活かすことができるのではないかという意見をいただいた。

これを踏まえ、現在、次のような改善に取り組んでいる。

まず、当事者への案内文書の中に、動画が一般的な事例に基づいた内容であること、他方当事者にも視聴を案内していること、調停で感想を聞かせていただきたいということを付記した。

事例別に動画を用意することはなかなか難しいことから、調停委員が個別事情を汲み取りつつ動画の内容を調停の中で生かすために、動画内容をまとめた資料を作成し、調停の中で必要に応じてこれを見せながら振り返りや検討を促すことができるようにした。また、ネガティブな感想を持たれた方に対して、調停委員が適切にフォローできるような研修等を検討している。

(別紙第2)

意見交換の要旨

(委員長)

調停制度発足100周年記念に伴う広報行事として複数の企画を予定しているところであるが、そのうちのいくつかについて意見をいただきたい。

まず、JR岐阜駅ビル内の施設で市民を対象とした模擬調停を含む調停説明会を10月に予定しているところ、その参加者の公募に当たり、裁判所として何をPRすべきか。

(A委員)

調停については、なじみがないと分かりにくいので、調停制度がどういうものなのか分かるようPRすると良い。

(B委員)

調停が扱う内容を例として挙げれば、分かりやすくなる。

(C委員)

調停は「話し合い」の制度であることを強調するのが良いと思われる。なお、100周年であることは、特段明示しなくてもよいと考える。

(D委員)

ターゲットが誰なのか分かりにくいので、対象者を絞るべきである。

(C委員)

対象者が熟年者となるのであれば、PR文にも調停の題材を表記するとよい。

(委員長)

模擬調停について意見をいただきたい。

(E委員)

調停委員は、いきなり調停期日に臨むわけではなく、あらかじめ裁判官と相談し、事前準備を充実させて調停に臨んでいるので、その点は誤解を招かないようにした方がよい。

(G 委員)

一般の方は、調停を特殊に感じるとともに、裁判所はなじみがないのが普通であると思う。特に手続については弁護士に依頼するなど、高額な費用が必要となるイメージがあるため、調停はリーズナブルな手続であることをアピールしてはどうか。また、模擬調停の内容については現実的なものを題材としており、一般的な紛争であると感じた。

(F 委員)

内容はなるほどと思わせるものだったが、模擬調停の時間が長いと感じる。

(C 委員)

模擬調停の時間は、現在の題材では長いと感じる。他の問題を題材としたり、別の事例を加えて二つの事例を実施したりすることを検討しても良いのではないか。

(J 委員)

身の周りに相談する相手がない方にとっては、模擬調停を見ることで、調停手続を解決方法の一つとして考えることができると思われる。

(K 委員)

模擬調停については、若い世代には調停制度を知る機会になると考える。また、今後、自身が問題を抱えた際にどうなるのかといった目線で模擬調停を見てもらえるのではないかと考える。

(E 委員)

模擬調停では、調停期日が複数回開かれるという設定であるが、受講者の意見聴取や多数決をするなどの参加型企画として、結論を考えさせるような内容で実施するのもよいと思われる。

(C 委員)

以前に、参加した小学生自身の意見を聞くような参加型の行事を実施したことがあるが、積極的に参加してもらうためにも、模擬調停の中で受講者の意見を聞

くのは面白いと思う。

(I 委員)

模擬調停の動画をウェブサイト上にアップするなどして、裁判所を利用しようとする方たちに調停制度を知らせていくことも方法として考えられる。

(E 委員)

ネットに動画を掲載する場合、ユーチューブを参考にすると、10分を超える場合は長く感じると思う。動画が長くなる場合は、ストーリーを分割して掲載することが考えられる。今度の企画では、時間を短縮するため、模擬調停を実演するまでの説明を充実させ、特定の部分のみ実演する方法もあるのではないか。また、企画で実施しなかった題材の模擬調停の動画をネットに掲載するなどして、今回、この企画に参加する方はもとより、新聞記事などで企画を知った方が閲覧できるようにしておくのと更に良い。

(委員長)

他に、この企画の際に行われる調停の制度説明についての意見はあるか。

(L 委員)

調停制度の説明は分かりやすかったが、調停委員とはどのような方なのか説明があると良い。

(委員長)

裁判所職員が学校等の団体に出向いて調停制度の説明を行う「出前講義」を実施することになっているが、これについての意見をいただきたい。

(H 委員)

模擬調停等の内容をこの企画に活かしていくことになるのだろうと感じた。出前講座を受けた方たちが身の周りで相談を受けた際に、調停という制度があることを紹介してもらえるようにしていくことが重要である。

(M 委員)

トラブル相談を受ける業務を行っているが、民事及び家事の調停に関する出前

講義を相談員に対して実施するニーズはあると考えている。

(N委員)

大学の授業においても、出前講義のニーズはあると考えている。

(O委員)

自分の職場では、職員を対象に定期的に講義を行っているが、その講義に出前講義を取り入れることができると思う。

(委員長)

裁判所職員が地元のTV局等の番組に出演して調停制度をPRすることも企画している。これについて、意見をいただきたい。

(B委員)

単純な制度説明とするのではなく、テレビ局等からの質問に回答するという形式での番組が良いと思われる。

(E委員)

地元の情報発信機関として、ケーブルテレビ局や地方のFMラジオ局もあり、それらを利用することも考えられる。

また、番組は複数回放送することとし、その放送期間中に視聴者からの要望などが寄せられる場合もあるので、次回の放送にはその要望を取り入れて番組を作る等の方法があると思う。

(P委員)

メディア出演のほか、ホームページへの掲載やユーチューブによる動画配信を情報の発信手段として使えるのではないか。また、その際には、調停制度に携わる関係者たちにしか分からない専門用語を使うのではなく、誰もが分かりやすい言葉を使うことに注意する必要がある。

(委員長)

企画全体についての意見や感想などがあればいただきたい。

(Q委員)

一般市民の感覚として、裁判所の手続はハードルが高いものとの認識があったが、調停は手続として分かりやすく、かかる費用も安価であるという感想を持った。

(J 委員)

裁判所の手続自体は一般の方にとって分かりにくいイメージがあるので、この機会に、裁判所の他の制度についてもPRを加えて、もっと身近に感じてもらえるようにするのも良いと思う。

(委員長)

本日は、様々な貴重な意見をいただいた。今後の裁判所広報の参考にさせていただきたい。